

**重要・長期保存としてください。**

東社協福第777号

平成20年9月30日

都内全ての入所社会福祉施設長 様

社会福祉法人  
東京都社会福祉協議会  
事務局長 野村 寛  
(印章略)

### 入所社会福祉施設に係る水道料金の「共同住宅扱い適用」について

平素より本会事業にご協力とご支援を賜り、お礼申し上げます。

さて、表記のことについては、これまで、2回お願いしました「社会福祉施設(入所)に係る水道料金現況調査」結果をふまえ、東京都水道局に申し入れを行い、昨年2月以来鋭意協議してまいりましたが、このたび、下記の内容により決着いたしました。

つきましては、別紙2チャート図をふまえ、共同住宅扱いが適用となる施設につきましては、「共同住宅扱い適用申請」をおすすめいただくようご連絡申し上げます。

なお、本件申請は、施設が自ら直接、水道所管行政(水道課、営業所)に申請することとし、申請事務を第三者へ委託する等を行わないでください。

また、改築計画等がある場合においても、今後は、この適用基準により運用されることから、同チャート図を基に適用基準に適合するよう計画をすすめてください。

(本通知が通所施設に送付された場合は作業ミスの結果です。恐縮ですが廃棄してください。)

#### 記

#### 第1 共同住宅扱い制度及び社会福祉施設減免制度の概要

- ①両制度の概要は、別紙1のとおり。
- ②共同住宅扱いの具体的な適用関係については、別紙2「社会福祉施設における水道料金に係る共同住宅扱い適用チャート図」参照

#### 第2 今回の改正の概要(平成20年10月適用。)

従来は、ショートステイが併設されると、施設全体が共同住宅扱いの適用対象外とされていましたが、今回の制度改正により、次の場合は、ショートが併設されていても、施設全体に共同住宅扱いが適用されることとなりました。

- ①空床型ショートの場合は施設全体に共同住宅扱いを適用。
- ②併設型ショートの場合は一定の要件を満たせば施設全体に共同住宅扱いを適用。

(注:空床型、併設型の要件はチャート図参照)

### 第3 現在、共同住宅扱いが未適用であって、適用を希望する施設の今後の進め方

タイプ	デイ、ショートの有無	今後の進め方
I型	デイなし、ショートなし	○共同住宅扱い適用
II型	デイあり、ショートなし	○ <u>デイ専用の水道せん確保(メータ区分工事)</u> ⇒デイが社会福祉施設減免適用及び入所施設が共同住宅扱い適用
III型	デイあり、ショートあり	○ <u>デイ専用の水道せん確保(メータ区分工事)</u> ⇒デイが社会福祉施設減免適用 ○ <u>ショートは空床型又は併設型①②のいずれかに該当</u> ⇒入所施設が共同住宅扱い適用
IV型	デイなし、ショートあり	○ <u>ショートは空床型又は併設型①②のいずれかに該当</u> ⇒入所施設が共同住宅扱い適用

(注:併設型①、②の要件はチャート図参照。)

### 第4 申請方法

別添「共同住宅扱い適用申請書兼管理人選定届」により水道所管行政(水道課、営業所)に申請してください。同申請書は、水道所管行政に請求するか東社協H・P初期画面⇒経営相談⇒経営相談事業に掲載(PDF)していますので必要に応じてダウンロードして入手してください。

### 第5 本件に係る照会先

**本件について疑問等がある場合は、水道行政所管に問い合わせをする前に必ず下記の専任経営相談員にご相談ください。**

東社協 福祉施設経営相談室 専任経営相談員 長谷川 保夫

電話 03(3268)7170 FAX 03(3268)0635

ご照会は、できれば下記メールアドレス宛お願いします。

[keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp](mailto:keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp) (東社協H・P初期画面⇒経営相談から)

### 第6 参考(東京都水道全都一元化計画)

多摩地区の水道事業は、昭和48年以降、順次、東京都の水道事業に統合し、今後東京都が料金体系を含め業務を一元化し、運営することが計画されており、今回の適用基準も区部、市部ともに適用されることとなります。

## 別紙 1

### 1 共同住宅扱い

#### 【対象】

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業を行う施設・事業(通所施設等利用者の居住性を有しない施設・事業及び事業運営のために設置する事務所、職員の通勤寮等を除く。)で、次の各号のいずれにも該当しないもの

① 国又は地方公共団体が経営するもの(国又は地方公共団体が設置し、社会福祉法人等に経営を委託している場合を含む。)

② 助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に応じる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業又は日常生活支援事業を行うもの

(2) 更生保護事業法(平成7年法律第86号)第45条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設

#### 【適用の基準】

\* 下線を付してある部分が今回の改正において新たに共同住宅扱いが適用されることとなった部分である。

##### (1) 居住性

老人福祉施設等の入所社会福祉施設は、個々の入居者にとっては生活の拠点であるという意味で居住性を有する施設である。この居住性を考慮し、共同住宅扱いの要件(①屋内に水道せんがある②専ら家事用③各戸にメータなし)を満たすのであれば、施設ではあるが共同住宅扱いの適用が可となる。入居者の介護の度合いは不問。寝たきりの高度な要介護者についても居住性は認められる。

##### (2) 専ら家事用

① デイサービスは居住者以外の者が施設を利用しており、専ら居住者の家事の用に供しているとはいえないので適用不可。したがって、デイサービスに係る浴室等の水道せんを設置し、メータ区分が物理的に行われる場合には、施設には共同住宅扱いを適用、デイには社会福祉施設減免を適用する。

② 空床利用によるショートステイの供用のみを行っている場合は、あくまで一時的な利用形態に過ぎず、本来的には施設用であることに変わりはないことから施設全体に対して共同住宅扱いを適用する。

③ 空床型でないショートステイ専用室のある施設については、共同住宅扱いの適用対象外とし、従前どおり施設全体に対して社会福祉施設減免を適用する。ただし、次の各号に該当する場合は、共同住宅扱いとなる。

##### (ア) ショートステイの専用室のある階のメータが他の階と区分されている場合。

(イ) 施設認可上はショートステイ専用室となっているが、利用者の要介護状態が異なる等処遇上の理由から、専用室がショートステイ以外の入所者と混在利用されている場合。

④居住者の生活維持のためだけに施設で働く介護職員、看護師、医師等の水道使用は居住者の「家事の用」に含まれる。

⑤事務室についても、入居者の居住のためにいる職員のみが事務室を利用している場合は、「家事の用」に含まれる。

**【減免割合】 おおむね1/2程度。**

## **2 社会福祉施設減免**

### **【対 象】**

(1)社会福祉法(昭和26年法律第45号)の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業を行う施設・事業(通所施設等利用者の居住性を有しない施設も含むが、事業運営のために設置する事務所、職員の通勤寮等を除く。)で、次の各号のいずれにも該当しないもの

① 国又は地方公共団体が経営する施設(国又は地方公共団体が設置し、社会福祉法人等に経営を指定管理委託している場合を含む。)は適用除外。

② 助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に応じる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業又は日常生活支援事業を行うもの

(2)更生保護事業法(平成7年法律第86号)第45条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設

### **【減免割合】**

水道料金は、基本料金及び従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額の10%を減額する。なお、下水道料金の減免割合は、区部は20%だが、市部は、市町村によって異なる。

(以上)